

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）定款第5条の会員規程に基づき、本会の会費及び入会金の取り扱いについて基本的事項を定めるものである。

(会員会費)

第2条 入会金は以下のとおりとする。

A 会員：2,000 円、B 会員：2,000 円

2 入会金は、入会申し込みと同時に年会費と合わせて納入するものとする。

3 年度内に再入会した会員は、入会金は不要とする。

第3条 会費は以下のとおりとする。

A 会員：年会費 5,000 円

B 会員：年会費 2,000 円

C 会員：年会費 一口 2,000 円

2 年度内に退会し再入会した場合は、会費は継続して取り扱うこととする。

(納入方法)

第4条 会費は振込とする。

2 会費納入期は、毎年6月30日までとする。

但し、期日以降の入会者は、入会申し込みと同時に入会金と合わせて納入するものとする。

(改廃)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第6条 この規程は2017年4月3日より施行する。